

## 単品スライドについてQ&A

① 市場単価、施工パッケージ、歩掛の諸経費に含まれる等の鋼材類、燃料をどう扱うのか？

→市場単価については、材料のみを分離することは難しいが、材料の使用量や費用が確認できる場合は、スライド対象とします。なお、積上歩掛により計上されている機労材の数量、金額は集計できる状態であり、これらに係る材料については、容易にスライドの対象とすることができます。

※単品スライド運用マニュアル (H20. 7. 16) P9 より

※施工パッケージ、諸経費については今のところ取扱の詳細がありません。

①—1 上記の諸経費の運搬などにかかる燃料はどのように証明するのか？

→<資材の運搬の場合>

購入した資材毎に「購入数量・購入価格・出荷元・搬入時期」、及び「運搬費の内燃料代」を証明する書類を提出

<建設機械の運搬の場合>

運搬した機材毎に「運搬機械・出荷元・運搬時期・運搬距離」、及び「運搬費用」、「運搬費の内燃料代」を証明する書類を提出

※単品スライド運用マニュアル (H20. 7. 16) P19 より

②鋼材類について、リース資材により取り扱う場合は対象となるのか？

→賃料・損料については対象とする。

※単品スライド運用マニュアル (H20. 7. 16) P10 より

③鋼材類、燃料などは、下請けが支払っている場合は？

→下請けが支払っているものについても支払いを証明できる書類があれば対応可能です。

※単品スライド運用マニュアル (H20. 7. 16) P12 より

④鋼材類、燃料などは、複数の工事をまとめて会社が一括して支払っている場合は？

→あくまでも、当該工事において購入したものが対象となります。証明ができる伝票の当該工事の内訳を記載してください。

⑤協議時点で、未購入の資材単価は？

→単品スライドの対象はあくまでも、協議時点において、当該資材を購入した実績を証明できることが条件になります。

単品スライド条項は特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更であり、スライド額の算定にあたって、「対象工事費・対象数量」は、「最終的な全体工事費・契約数量」をもって行うことが原則であることから、協議開始日までに、スライド分を除く精算変更をすることとしています。（原則）

※単品スライド運用マニュアル（H20.7.16） P29 より

⑥鋼材類、燃料などは、元受け・下請などが別々に支払い同じ月で支払った単価が違う場合は？

→その工事において、使用したものであることを証明できればそれぞれの単価でスライドを計算することが可能です。

⑦燃料は、生コン・砕石・アスファルト・重機などの資材・機材の運搬にかかる燃料の取扱いは？

→資材については、原則として、原着単価を調査して設定していますが、これによらないケースについては、運搬にかかった燃料を対象とすることができます。

⑦ー1 上記運搬にかかる燃料費について、どのように証明するのか？

→＜資材の運搬の場合＞

購入した資材毎に「購入数量・購入価格・出荷元・搬入時期」、及び「運搬費の内燃料代」を証明する書類を提出

＜建設機械の運搬の場合＞

運搬した機材毎に「運搬機械・出荷元・運搬時期・運搬距離」、及び「運搬費用」、「運搬費の内燃料代」を証明する書類を提出

※単品スライド運用マニュアル（H20.7.16） P19 より

⑧平成26年2月14日付け青整企第278号「賃金等の変動に対する工事契約書第25条第6項の運用について」5. 残工事の算定（6）「受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事数量」は、どのように確認すべきか。

→インフレスライドの場合、受注者が、当初提出した工程表と照らし合わせて、遅延した部分について、受注者の責によるものか否かを受注者ヒアリング等において確認します。

単品スライド条項は特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更であり、スライド額の算定にあたって、「対象工事費・対象数量」は、「最終

的な全体工事費・契約数量」をもって行うことが原則であることから、協議開始日までに、スライド分を除く精算変更をすることとしています。（原則）

よって、単品スライドではインフレスライドのように確認する必要はありません。

※単品スライド運用マニュアル（H20. 7. 16） P29 より

⑨新単価（新材料による新工種）を設計変更で計上する場合、スライド額への反映はどうか？

→請求日時点で指示書により設計変更が約束されている場合については、スライド額への反映は可能である。その際は、スライド適用前に、新工種を含んだ形で変更をしておく必要があります。

単品スライド条項は特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更であり、スライド額の算定にあたって、「対象工事費・対象数量」は、「最終的な全体工事費・契約数量」をもって行うことが原則であることから、協議開始日までに、スライド分を除く精算変更をすることとしています。（原則）

※単品スライド運用マニュアル（H20. 7. 16） P29 より

⑩出来高確認を行う時点で、現場に材料のみ搬入されていた場合、どの資材においても出来高の対象となるのか？

→あくまでも購入時点の価格と数量を証明できる資料で、スライドを可能とします。

単品スライド条項は特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更であり、スライド額の算定にあたって、「対象工事費・対象数量」は、「最終的な全体工事費・契約数量」をもって行うことが原則であることから、協議開始日までに、スライド分を除く精算変更をすることとしています。（原則）

よって、単品スライドではインフレスライドのような出来高確認はありません。

※単品スライド運用マニュアル（H20. 7. 16） P29 より

⑪単品スライドは「全ての鋼材類、燃料など」or「受注者から請求のあった資材」のどちらか？「全ての鋼材類、燃料など」の場合、すべての証明書類提出が必要か？

→「受注者から請求のあった資材」について行うこととします。受注者が、一番乖離があると感じている品目から試算していき、要件を満たせば請求できるものと考えます。

⑫受発注者の負担軽減が整備企画課に寄せられるのは必須。実勢価格が、「物価資料＞受注者支払い単価」または「物価資料＜受注者支払い単価」の取り扱いは？

→実際に要していない費用まで発注者が追加で支払うことは適切ではないため、それぞれの品目類毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額

とのどちらか安い方とします。

物価資料の価格がある場合において、実際の購入金額の方が高い場合、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合には、実際の購入金額とします。

⑫-1 実際の購入金額が適当な購入金額であることはどのように判断するのか？

→類似品等の価格動向（価格の上昇率等）から判断し、著しい乖離がない場合は適当な購入金額と判断することとします。

⑬単品スライドについて、通知されている文書によると「主要な工事材料」として、「鋼材類」、「燃料油」又は「その他工事材料」ということですが、その他工事材料のくくりはどうなっているのでしょうか？例えば、「生コンクリート類」「アスファルト混合物類」「骨材類」「木材類」etc・・・

→「コンクリート類」「アスファルト類」「骨材類」「木材類」など全ての工事材料が対象となり得ますが、品目毎に対象工事費（請負工事費）の1.0%を超える必要があります。主要な工事材料の分類については、別紙資料「3-1. 主要な工事材料について」を参考にしてください。

⑭単品スライドとインフレスライド、または単品スライドと全体スライドの併用はできるのでしょうか？

→併用は可能ですが、一般的にはインフレスライド→単品スライド、全体スライド→単品スライドの順で適用することになります。その際に、単品スライドにおける1%受注者負担は求めないこととなります（インフレスライドまたは全体スライドですでに受注者負担を既に求めているため）。ただし、インフレスライドまたは全体スライドの基準日が単品スライドの運用開始日となり、これが単品スライドを計算する際の基になります。

※単品スライド運用マニュアル（H20.7.16）は、国土交通省の「工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）平成20年7月16日」のことを指す。

URL : <https://www.mlit.go.jp/common/000019861.pdf>